

# 選定療養費の定額料金改定のお知らせ

診療報酬改定に伴い、選定療養費を令和4年10月以降、厚生労働省が定める額に引き上げることとなりました。

また、選定療養費の対象者も変更となりましたのでご了承ください。

| 区分 | 令和4年9月30日まで | 令和4年10月1日から |
|----|-------------|-------------|
| 医科 | 5,500円      | 7,700円      |
| 歯科 | 3,300円      | 5,500円      |

※金額は税込み

## 対象者

- ・ 他の医療機関からの紹介状を持参されない場合
- ・ 当院の他の診療科の紹介を受けていない場合

- ・ 当院を初めて受診される場合
- ・ 一定期間（医師の指示による場合を除き、前回来院より概ね1年以上）受診がない場合
- ・ 以前に当院を受診したことがあっても、以前と異なる病気で受診された場合
- ・ 今回の受診が今までの診療と同一の病名・同一の症状であっても、一定期間（医師の指示による場合を除き、前回来院より概ね1年以上）受診がない場合
- ・ 歯科・口腔外科とその他の診療科は、健康保険上、別の取り扱いになりますので、それぞれに選定療養費をお支払いいただきます。

※次の場合は選定療養費の対象外となります

- ・ 救急搬送された場合（軽症の場合を除く）
- ・ 特定の疾病・障害等による公費負担制度受給対象の場合
- ・ 外来受診後、そのまま入院となった場合

